

中華全国専利代理人協会 第四回知識産権論壇見聞録



会員 栄元 敏公

要 約

中華全国専利代理人協会に招かれ、昨年7月同協会第四回知識産権論壇に参加する機会を得た。専利代理人のほか、国家知識産権局各部門の担当者、各地方知識産権局の担当者、最高人民法院知識産権コートの裁判官、北京高級人民法院知識産権コートの裁判官、企業の知財担当者など、4百人あまりの参加者が集まる盛大なイベントであった。この知財論壇は、中国国内の知財業界向けの知財フォーラムで、外国の団体・組織には開放していない。昨年の第四回論壇では、私を含めて外国の事務所から二人が招かれて講演した。論壇は、主に講演、パネルディスカッション、及び模擬裁判より構成された。なお、論壇に合わせて知財に関する論文を募集して論文集を発行してある。その内、審査官が実務経験に基づいて作成された論文も多く、とても参考になる。皆様が本稿を通じて少しでも同協会についての理解を深め、今後の同協会との交流にお役に立てれば幸いである。

目次

1. はじめに
2. 中華全国専利代理人協会
3. 知識産権論壇
4. 第四回知識産権論壇
 - (1) 午前の論壇
 - (2) 午後の論壇
 - (3) 論文集
5. おわりに

1. はじめに

昨年2月、中華全国専利代理人協会（以下、「専利代理人協会」とする）の担当者から、4月末又は5月初めに開催する予定の第四回知識産権論壇における講演を引き受けてくれないか、という打診があった。貴重な機会であったので快諾した。但し、依頼された講演内容は弁理士の実務に関する内容ではなく、「日本の弁理士職業賠償責任保険を紹介してほしい」という依頼であった。

この数年間、中国国家知識産権局及び専利代理人協会は専利代理人の職業保険の創設について検討してきた。2013年1月、専利代理人協会、中国平安財産保険株式有限公司及び北京中匯国際保険運営有限公司等3者によりついに『2013-2015年度専利代理責任保険業界統保模範項目保険協定』を結び、専利代理職業責任

保険制度をスタートした。但し、この業界ではまだ保険に対する意識が低く、多くの特許事務所が保険料を高く感じており、保険に加入した特許事務所の数はまだ少ない。その中、国家知識産権局及び専利代理人協会の担当者は、如何に保険会社と協力して保険の内容を更に改善し、加入者を増やすかを検討している。

依頼された講演テーマが「日本弁理士職業賠償責任保険」であったことは、この講演を通じて日本の弁理士職業賠償責任保険の状況を確認すると同時に、専利代理人の中で保険に対する意識を高めようとする主催者の意図があったと思う。但し、私は保険に関連する仕事に就いたこともなく、保険に詳しくもない。この私に依頼が入ったのは、中国出身の私がネイティブの中国語ができ、通訳なしで限定された時間内でより多くの内容を語れるからだと思った。

保険代理店の有限会社エヌビー保険サービスから最新の「弁理士職業賠償責任保険」のパンフレットを取り寄せて、そのパンフレットと以前入手した「事故対応ハンドブック・事例集」に基づいてプレゼン資料を作成した。パンフレットと事例集を読むだけでは分らなかったものについては、プロメテ国際特許事務所の杉村純子先生に頼んで紹介していただいた日本弁理士協同組合専務理事の高橋英樹先生に教えていただいた。この場を借りてお世話になった高橋英樹先生、杉

村純子先生及び有限会社エヌビー保険サービスの長田久法様に心より感謝します。

2. 中華全国専利代理人協会

専利代理人協会は、日本弁理士会と長年交流を続けているので、それについてよく知っている会員も多いことを考慮して、ここでは簡潔に紹介する。

専利代理人協会は、中国の専利代理人より構成された全国的業界非営利団体で、主に専利代理人の資格証書、操業証書の発行、専利代理人の管理・監督、専利代理人の研修及び各種交流活動を行っており、日本の弁理士会に相当する。但し、専利代理人協会は、商標代理業務とは無関係である。中国語の「専利」は、特許、実用新案及び意匠を含むが、商標を含まない。専利代理人協会の会員は専利代理機構（以下、分かりやすく「特許事務所」とする）及び専利代理人（特許弁理士）に限る。商標関連の組織としては、別途「中華商標協会」という組織がある。2014年1月現在、国家知識産権局のホームページから検索できる特許事務所は980社であり、操業証書を有する（現役）専利代理人は8700人以上である。

中国国家知識産権局が、専利代理人協会の監督官庁であり、且つ専利代理人協会に幹部を派遣する。専利代理人協会の秘書長（事務局長に相当）は通常国家知識産権局から派遣された部長クラス相当の幹部が担当し、副秘書長も基本的に国家知識産権局の派遣者又は経験者が担当する。従って、専利代理人協会は国家知識産権局とのパイプが太く、国家知識産権局から強いサポートを受けている。第四回知識産権論壇開催前日の2013年7月25日、専利代理人協会の第九回全国会員大会が開かれ、新しい理事、役員が選出された。楊梧氏が再び専利代理人協会の会長に就任し、徐媛媛氏（女性）が新しい秘書長になった。徐媛媛氏は、国家知識産権局専利復審委員会申訴処処長（部長に相当）を担当したことがあり、国家知識産権局で約20年間勤務した経験がある。

3. 知識産権論壇

専利代理人協会の知識産権論壇は、2010年から始まり、毎年1回開催される。私が参加したのは第四回知識産権論壇である。知識産権論壇は、毎年専利代理人協会の年會に合わせて、年會の翌日に開催される。参加者は、特許事務所の代理人のほかに、国家知識産権

局各部門の担当者、各地方知識産権局の担当者、人民法院の裁判官、企業の知財担当者なども含む。この知識産権論壇は、中国国内の知財業界向けの知財フォーラムで、外国の団体・組織には開放していない。昨年の第四回論壇では、私を含めて外国の事務所から二人が招かれて講演した。もう一人は、同じ中国出身者で、アメリカ安理国際法律事務所（Allen & Overy）の上海オフィスに勤めている白建民弁護士であった。

論壇は、主に国家知識産権局各部門の責任者、人民法院の裁判官、専利代理人及び知財業界の有識者のその時々ホットなテーマの講演、及びパネルディスカッションより構成される。

この論壇のもう一つの目玉は、論壇開催の約半年前から知財に関する論文を募集して論文集を作成することである。毎年の論文募集に一つのテーマが定められているが、通常そのテーマがかなり大きいものなので、知財に関する内容であれば大体募集対象の範囲に入ると思う。応募主体について特に制限はなく、基本的にだれでも応募できる。

応募論文の数が毎年増加し、2011年の第二回論壇から百件を超えており、2012年の第三回論壇では191件で、2013年の第四回論壇では350件以上にのぼった。応募論文の内容は多岐にわたり、とても豊富である。その内、審査官が実務経験に基づいて作成された論文も多く、明細書の書き方、拒絶理由通知に対する応答方法等を事例を挙げて論ずるなど、とても参考になる。

専利代理人協会は、専利代理人及び審査官等から構成される論文評審委員会を組織して、作者の氏名が隠された状態で募集した論文を評価し、優秀論文を選出する。優秀論文の作者には優秀論文証書を授与し、優秀論文は論文集にまとめられ、国家知識産権局の傘下にある知識産権出版社より出版される。優秀論文にならなかった論文であっても、応募要件を満たした論文については、電子ファイル方式でCDに収納して、上述の優秀論文集の裏カバーに添付される。



第四回知識産権論壇会場

4. 第四回知識産権論壇

様々な事情により、論壇の開催時期が延期され、7月26日に北京歌華開元ホテルで開催された。参加申込者の名簿によると、国家知識産権局から76人、地方(各省及び中央直轄市)の知識産権局から34人、最高人民法院の知識産権コートから2人、北京市高級人民法院の知識産権コートから2人、特許事務所及び企業等から470人あまり、合計580人あまりの参加申込があった。主催側の発表によると、実際の参加人数は4百人余りであり、申込み人数より約百人少なかったが、盛大なイベントであった。同じ出席率で計算すると、実際に国家知識産権局から出席した人数は50~60人と推測するが、この人数からも、国家知識産権局が如何にこのイベントを重要視してサポートしているかがわかる。

(1) 午前の論壇

午前の論壇は、全員が一つの大会場で行った。専利代理人協会の副会長が開幕の辞を述べた後、国家知識産権局の賀化副局長が「知識産権戦略の実施を一層推進して、専利サービス業の育成と発展を加速させる」というタイトルの基調講演を行った。講演の中で、賀副局長は、専利サービス業界の発展状況として、特許事務所が2008年の704社から2013年の941社に増え、専利代理人資格を有する人数が2008年に比してほぼ倍増したことを紹介した上、この業界がまだ規模が小さく、人材が不足しており、市場のニーズに十分対応できていない問題点を指摘した。なお、特許事務所については、まだ総合的なサービス能力が弱く、サービスレベルが低い、経営過程における誠実性及び信用度が足りないなどの問題点を指摘した。そして、

この業界の発展のために、人材を育成し、監督管理を強化し、業界の自律性を高め、サービス能力を高めるべきであると強調した。



国家知識産権局副局長賀化の基調講演

そして、国家知識産権局条法司の宋建華司長(女性)が「専利法律制度の最新発展」というタイトルの講演を行った。宋司長は、最近の専利法改正の動向及び現在制定中の「職務発明条例」について説明した。宋司長は、現在の専利制度において、専利権保護の面で「(侵害行為の) 挙証が難しい；(紛争解決の) 期間が長い；(権利行使の) コストが高い；損害賠償額が低い；効果がよくない」等の問題が存在することを指摘した。調査結果によると、約3割の専利権者が権利侵害の紛争に巻き込まれた経験があるが、そのうち提訴等の保護措置を取った権利者は僅か1割にしか及ばない。一部専利権者は、権利保護が上手く行かず、イノベーションに対する希望を失っている。

そこで、現在検討されている専利法の改正案は、権利保護に存在する上述の問題を改善することに重点を置いている。例えば、「挙証が難しい」問題について、改正案は、人民法院が侵害訴訟において、賠償金額を確定するために、侵害被疑者に対して侵害行為に関連する帳簿、資料の提出を命ずることができるようにした。なお、侵害被疑者が帳簿、資料を提出しない若しくは虚偽の資料等を提出した場合には、人民法院が権利者の主張等を参考にして賠償金額を判定することができるように、人民法院に証拠収集の権限を付与した。

「紛争解決の期間が長い」問題については、改正案は、専利管理行政機関の紛争調停機能を強化し、調停合意後、一方の当事者が履行しないとき、他方の当事者が人民法院に強制執行を請求できるようにした。なお、無効審決が確定しないことにより侵害訴訟が長期

化する問題を解決するために、改正案は、無効審判にかかる審決が下された場合、素早く（審決を）登録し公告しなければならず、審決が公告日より効力を生じるものとした。

「損害賠償額が低い」問題については、改正案は、故意の侵害行為に対して、損害賠償額を権利者の損害若しくは侵害者の利益により確定した損害額の2倍から3倍まで上げることができるよう、懲罰的賠償規定を追加した。また、「（権利行使の）コストが高く、効果がよくない」問題は、侵害者が複数あり、侵害行為が繰り返された場合に顕著に現れるので、このような侵害行為に対する專利管理行政機関の取り締まりの権限を強化した。專利管理行政機関には、侵害行為の即時停止を命ずる権限だけでなく、侵害製品及び侵害専用設備を没収、廃棄する権限も与え、侵害者に違法な売上上の1倍以上5倍以下の過料を科する権限も付与した。更に、宋司長は、「職務発明条例」制定の趣旨及び概要も紹介した。

その後、最高人民法院知識産權コートの朱理裁判官は、「改正後の民事訴訟法と專利訴訟」というタイトルの講演を行い、2012年に改正され2013年1月1日から施行された「民事訴訟法」の改正点、及び專利訴訟への影響を説明した。この改正により、專利代理人は專利代理人協會の推薦を受ければ、專利民事訴訟の代理人となれる。

（2） 午後の論壇

午後の論壇は、三会場に分けて行われた。第1会場のテーマは「專利代理業界の建設と発展」、第2会場のテーマは「專利審査と專利代理実務に関する交流」、第3会場のテーマは「企業知識産權管理と権利保護の実務」であった。

第1会場の「專利代理業界の建設と発展」は、「專利代理人の職業道德建設」、「專利代理サービスの指導基準」、「專利代理機構の目標管理」等の6つの講演を含み、特許事務所及び專利代理人の監督、管理、並びに特許事務所の経営等に関する内容であった。私の講演もこの会場であったが、論壇の全体の状況を把握するために、自分の講演時間に近い時間帯だけこの会場に戻り、他の時間は第2会場と第3会場を回った。

第2会場の「專利審査と專利代理実務に関する交流」は、そのテーマ通り国家知識産權局の審査官と專利代理人の交流の場であり、專利代理人にとって最も

興味を持つ部分であった。まず、国家知識産權局專利局審査業務管理部の葛樹部長が、「專利審査業務の未来発展」というタイトルで、審査業務改善への取り組み及び今後の目標を紹介した。專利局は、2015年までに特許の実体審査平均期間を22ヶ月以下に短縮することを目標としているが、すでに2002年の36ヶ月から2012年の22.6ヶ月に短縮した。2013年前半期審査において、ファーストOAまでの平均時間は1月の2ヶ月から6月の1.2ヶ月に短縮し、セカンドOA及びサードOAまでの平均時間は1月の4.8ヶ月から6月の2.4ヶ月に短縮した。なお、国家知識産權局は、当時7000人余りの審査官を2015年までに12000人まで増やす予定であるが、審査官育成プロセスを強化し、審査の質を向上することも主要目標の一つとしている。

次に、国家知識産權局專利局審査業務管理部指南処の戴磊処長が、「審査基準運用の一致について」というタイトルで、審査官の間における審査結果の不一致（ばらつき）を解消するための取り組みについて紹介した。近年、審査官の数が急増し、審査官の知識レベルの違い、審査経験の違い及び法律に対する理解の違いにより、審査結果にばらつきが発生しやすい状況となっている。その状況を改善するために、專利局は、各分野においてばらつきの発生しやすい典型的な事例をピックアップして、各事例に対する審査基準の運用方法をマニュアル化して、審査結果の一致を図っている。



パネルディスカッション

更に、「機能的クレームの保護範囲」というタイトルでパネルディスカッションが行われた。パネリストは、最高人民法院知識産權コート裁判官1名、国家知識産權局專利局審査部の処長1名と專利代理人2名、計4名であった。中国では、機能的クレームの技術的範囲について、国家知識産權局と人民法院の解釈が違

う。国家知識産権局の「審査指南」（審査基準に相当）第二部分第二章 3. 2. 1 においては、「特許請求の範囲に含まれる機能的に限定された技術的特徴については、当該機能を実現できる全ての実施方式をカバーしていると理解しなければならない。」と規定されている。それに対して、最高人民法院の司法解釈【2009】21号においては、「特許請求の範囲において、機能又は効果により記載した技術的特徴については、人民法院は明細書及び図面に記述された当該機能又は効果の具体的な実施方式及びその均等な実施方式に結び付けて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。」と規定されている。その結果、審査段階では、当該機能を実現する全ての先行技術がその出願を拒絶する引例となる可能性がある一方、権利行使の段階では、特許権の範囲が明細書に記載されて実施形態に限定されるおそれがある。パネリストは、それぞれ各自の見解を述べて、活発な議論を交わしたが、皆が納得できる結論には至らなかった。

第3会場の「企業知識産権管理と権利保護の実務」には、特許侵害の模擬裁判が実演された。ストーリーは、「歩行器」の特許を持つ某アメリカの企業がその歩行器の模造品を製造、販売する中国企業を提訴するものであった。自分の講演時間間際だったので、この模擬裁判を全て見ることはできなかったが、中には、被告が無効審判を請求する内容、原告が証拠を押さえるために侵害製品を購入し、それを公証するなどの内容も含まれて、本当の特許権侵害紛争に近い状況が作られていた。特に、模擬裁判の裁判長として、本物の北京市高級人民法院知識産権コートの裁判長が出演するなど、本当の裁判に迫る演出であった。



模擬裁判

（3） 論文集

今回の論壇は、350件以上の応募論文から67件の優秀論文を選出した。その内、国家知識産権局の審査官の論文が28件、各人民法院の裁判官の論文が5件あり、その多くは実例に基づいて様々な論点について論ずるものであった。例えば、論文「新規事項追加を避ける角度から出願書面の作成技法を論ずる」は、審査官が補正における新規事項追加を防ぐために、当初からどのように明細書を作成すべきかを3つの事例に基づいて論じたものである。論文「審査段階で『公開不十分』の欠陥を克服する方法の解析」は、審査官が3つの事例に基づいて、実施可能要件を満たさない拒絶理由を解消する方法を検討したものである。論文「中日審査実務の差異」は、2012年WIPOが東京で行った「工業所有権審査実務研修」に参加した審査官が、中国の特許制度の改革のために見習うべきものが多いとして、日本の特許制度、日本特有の特許分類方法、日本特許庁の審査プロセス、進歩性判断方法等の審査実務を紹介したものである。論文「間接侵害現象によるクレーム作成への啓発」は、間接侵害を回避するためにどのようにクレームを作成すべきかを検討したものである。論文「完璧な証拠チェーンを組立てる」は、裁判官が専利侵害訴訟に提出された証拠の採用状況の統計結果及び判例を通じて、証拠の収集及び公証過程における問題点を分析し、改善方法を検討したものである。その他にも、「特許法上の公開と技術的示唆の認定基準」、「専利代理機構が積極的に専利権価値評価業務を展開すべし」、「進歩性に関する審査意見を如何に応答するか」、「侵害訴訟における禁反言原則の適用の分析」等々、勉強にも実務にも役に立つ論文が沢山あった⁽¹⁾。



優秀論文の授賞式

5. おわりに

中国では未だに模造品、複製品が多く出回っている
ので、取り締まりキャンペーンで如何に沢山の複製品
を没収し破棄したかというニュースを聞いても、それ
が演出だと感じる場合が多い。但し、専利代理人協会
の知識産権論壇に参加すると、中国政府が今本気で知
財の保護に取り組んでいることが分かる。論壇におい
て、様々な問題点の提起、及び問題解決手段の検討な
ど、全てが真剣そのものである。外国の団体、組織が
参加していなかったのも、対外的な演出がなされてい
ない。論壇は2010年から始めてまだ4回しか開催し
ていないが、その規模がだんだん大きく、その内容も

だんだん充実、豊富、多彩になり、まさに現在は中国
知財業界の一大イベントとなっている。近いうちに外
国の団体、組織にもオープンしてくれることを期待し
ている。

参考文献

(1) 中華全国専利代理人協会、「専利代理業界建設を強化し、国
家発展の大局に有効に服務する---2013年中華全国専利代理
人協会年会 第四回知識産権論壇優秀論文集」、知識産権出
版社 2013年7月。

(原稿受領 2014. 2. 12)

**JPAA
Information**

ヒット商品は こうして 生まれました!

平成25年
改訂版


ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載
しております、「ヒット商品を支えた知的財
産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商
品はこうして生まれました!」の平成25年度
改訂版が完成いたしました。

従来手帳サイズだった本誌をA5サイ
ズにリニューアルし、より見やすさをアップ!

是非ご覧いただき、知的財産、更には
弁理士への理解を深めていただければ
幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。